

AIガバナンス、世界分断の時代へ

日本の「プリンシプル・コード」が示す、欧米中とは異なる「第3の道」とその戦略的意図



2026年1月

2025年末、AI規制は4つの極に分かれた

EUの厳格な「規制の要塞」、米国の「市場主導」、中国の「国家管理」という三大勢力に対し、日本はイノベーションと信頼のバランスを取る独自の「共同規制」モデルを提示した。



2025年12月時点での主要国・地域の規制スタンスの比較。日本の「プリンシプル・コード案」は「共同規制」の象限に位置し、EUの厳格な規制や、米国の新たな規制緩和路線とは一線を画しています。

データソース: Maruyama-Mitsuhiko, European Commission, Rep. Don Beyer, Xenoss, JD Supra

世界を二分する潮流：EUの「規範的要塞」と米国の「市場原理主義」

EU（規制の要塞 - Normative Fortress）

- 包括的ハードロー「AI法（AI Act）」が2025年8月に完全施行。
- 法的拘束力のある透明性義務と巨額の制裁金金が特徴。
- 世界中の事業者に適用される「ブリュッセル効果」を意図。



米国（市場原理主義 - Market Fundamentalism）

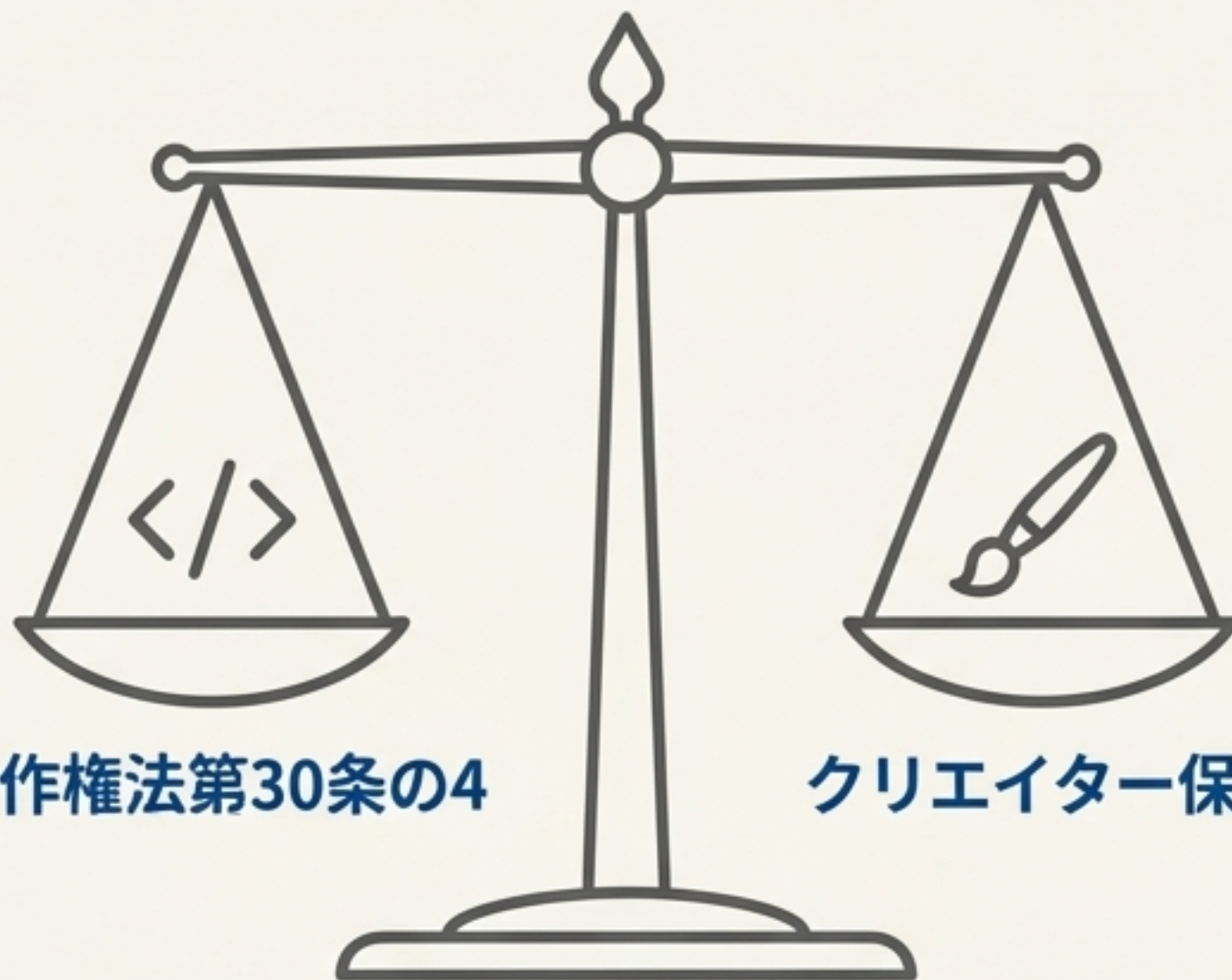
- 2025年12月の大統領令により、安全性重視から米国覇権維持へ劇的に方針転換。
- 州法を無効化（Preemption）し、「イノベーションを阻害するパッチワーク状の規制」を排除。
- 解決は司法（フェアユース訴訟）と市場（個別ライセンス契約）に委ねる。



日本のジレンマ：「AI開発天国」の維持とクリエイター保護の両立

AI開発天国

著作権法第30条の4により、AI学習目的での著作物利用が原則許諾不要。これが「機械学習パラダイス」として国際的な開発拠点としての優位性を確保してきた。



著作権法第30条の4

クリエイター保護

フリーライド批判 - "Free-ride" Criticism

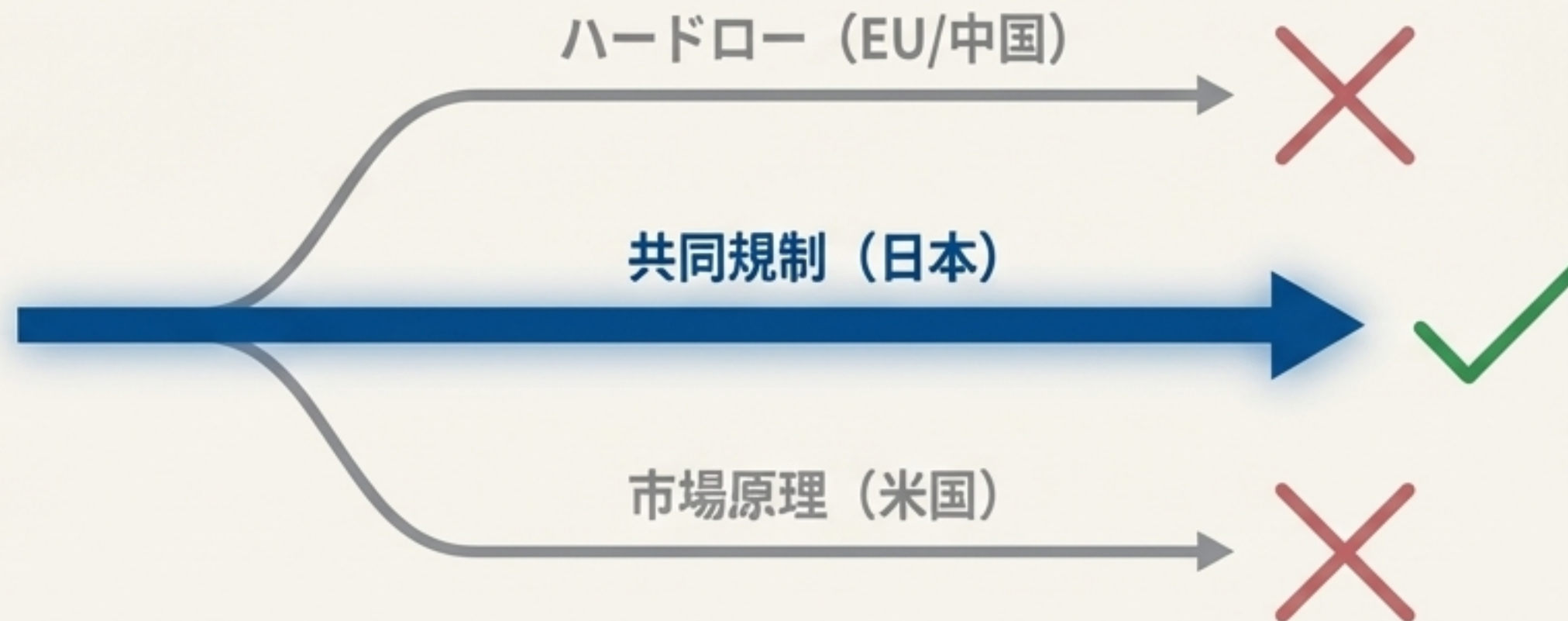
生成AIの普及で、クリエイターから「自らの作品が許諾なく学習され、市場で競合する」との強い懸念が噴出。

The Challenge

法改正で第30条の4を縮小すればイノベーションを阻害する。
しかし、現状維持では権利者の不安を払拭できない。
この矛盾をどう解決するか？

日本の解：法的拘束力に頼らない「プリンシプル・コード」という第3の道

- ・ 法律（ハードロー）による一律規制ではなく、事業者が遵守すべき行動規範（ソフトロー）を策定。
- ・ 市場メカニズムを通じた規律を働かせる「共同規制（Co-regulation）」モデルを採用。
- ・ イノベーションを阻害する法改正を回避しつつ、権利者の懸念に応えるための実効的な手段。



核心は「遵守か、説明か」：市場の規律を活用するインセンティブ設計

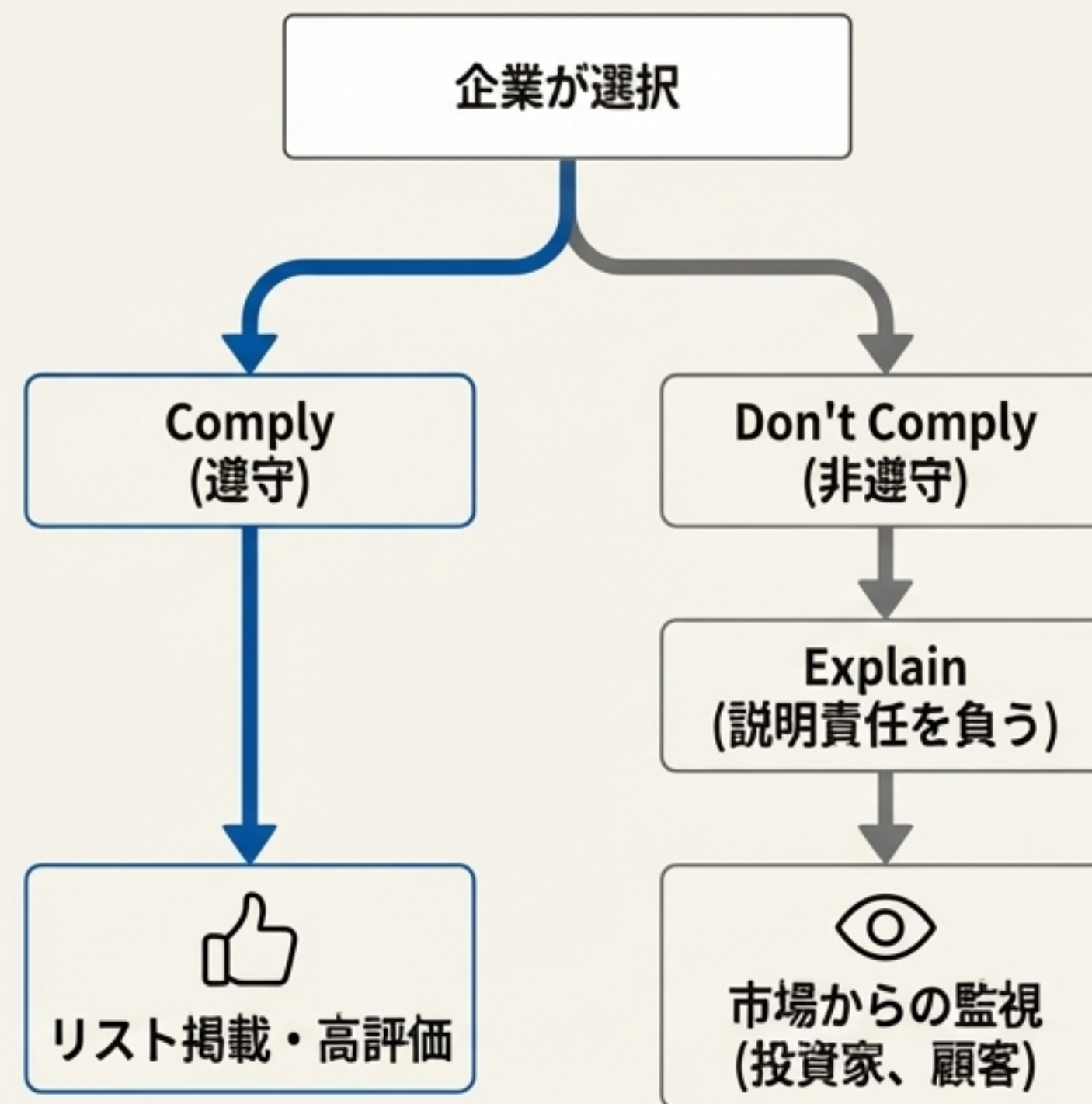
How It Works

企業統治で実績のある「Comply or Explain」原則を導入。単なる努力目標ではない。

- **Comply (遵守)**: 内閣府等が「遵守企業リスト」を公表。投資家や取引先からの評価向上に繋がる。
- **Explain (説明)**: 遵守しない場合、その理由を説明する責任を負う。不合理な説明は市場からの信認を失うリスクとなる。

The Goal

遵守状況の開示と説明を強く推奨することで、間接的ながら実質的な拘束力を生み出す。



コードが求める3つの柱：対話のきっかけを作るための透明性



1. 学習データの追跡可能性

データセットの種類や収集源（Webクロール、ライセンス購入等）の概要を開示。



2. オプトアウトの尊重

機械可読な方法（robots.txt等）で示された学習拒否の意思を技術的に可能な範囲で尊重。法的義務ではないが、「商慣習・倫理的規範」として尊重を求める（法と倫理の隙間を埋める役割）。



3. 権利侵害対応窓口の設置

権利者からの申立て窓口を設け、侵害確認時には迅速な対応プロセスを整備。

AIガバナンスを巡る4つの答え：法、市場、国家、そして協調



EUは「法的義務」、米国は「市場解決」：権利保護への対照的な道筋

	European Union (EU)	United States (US)
Mechanism	AI法第53条に基づく、法的拘束力のある透明性義務。	司法（フェアユース訴訟）と市場（個別ライセンス契約）が中心。
Transparency	GPAI実務規範のテンプレートに沿った「十分に詳細な要約」の公開が必須。	2025年大統領令により、連邦レベルでの詳細な情報開示義務には消極的。「過剰規制」として排除される可能性。
Enforcement	違反には全世界売上高の最大3%の巨額制裁金。	訴訟リスクと、The New York Times等の大手との個別契約による市場規律。

中国の「事前検閲」モデル：国家が定める「適法ソース」の絶対要件

「生成AIサービス管理暫定弁法」に基づき、市場参入前の事前要件を課す。

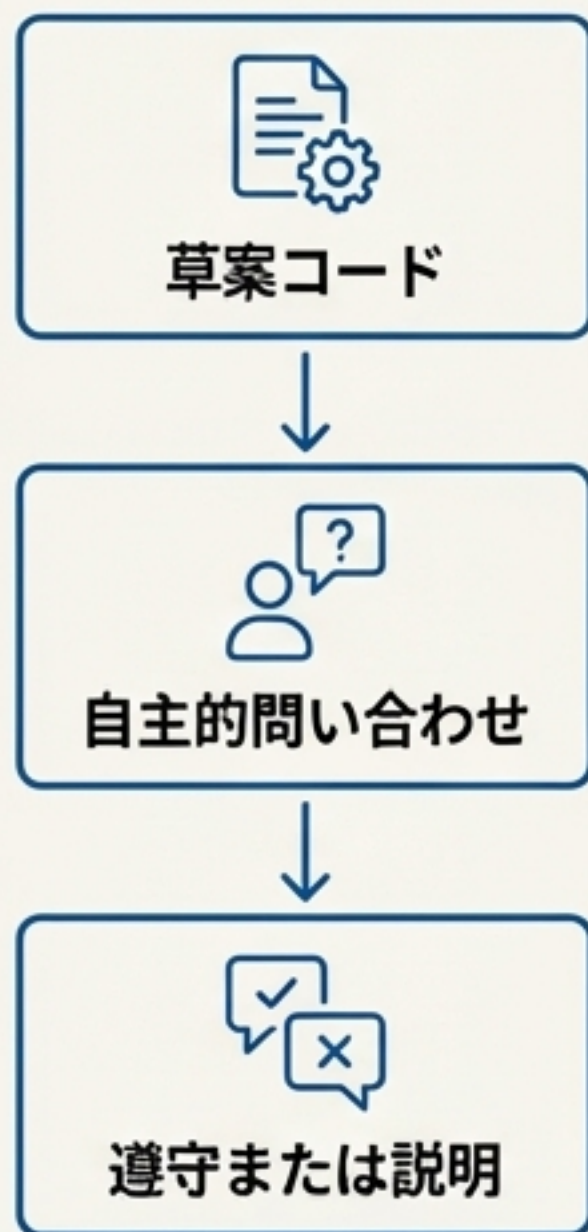


2025年北京インターネット法院判決は、AI生成物の著作物性に対し、ユーザーによる「独自の知的労働」の詳細な立証を要求。

クリエイターが声を上げる時：日米欧における救済への道のりの違い

日本の自主的な「対話」から、EUの法的な「義務」、米国の「訴訟」まで、権利者が取りうる手段は大きく異なる。

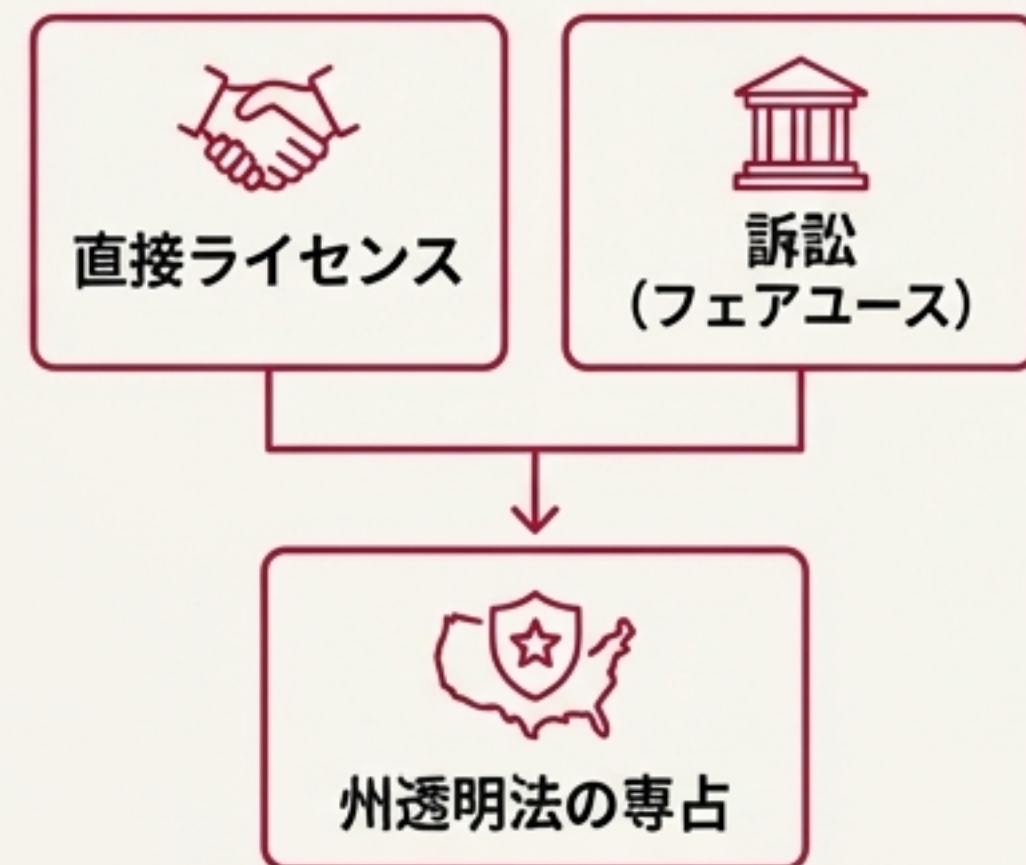
日本



EU



米国



AI知財・透明性フレームワーク：4極の制度設計を徹底比較

法的根拠、透明性の要件、そして執行メカニズムに決定的な差異が見られる。

規制項目 (FEATURE)	日本 (案)	EU (AI法)	米国 (大統領令)	中国 (判例/措置)
法的根拠 (Legal Basis)	プリンシプル・コード (案)	AI法 (2026年完全適用)	大統領令	司法判例・証拠規則
	2025年12月内閣府公表。 ソフトロー形式。	GPAI実務規範 (2025年7月)。法的拘束力あり。	「AIのための国家政策枠組み」。連邦法による統一。	北京インターネット裁判所判決等による基準確立。
透明性要件 (Transparency)	知的財産の保護及び適切な利活用に向けた透明性を重視。	- 詳細な技術文書化 - 学習データのトレーサビリティ確保 - 生成コンテンツの明示	統一連邦政策により、矛盾する州レベルのAI規制（開示義務など）を無効化・優先する方針。	権利主張時に「プロセスの痕跡」として詳細な生成記録・プロンプトの提示が必要。
著作権・学習データ (Copyright)	プリンシプル・コード内でIP保護の方針を整理中。	EU著作権法遵守ポリシーの策定義務。「著作権チャプタ」によるコンプライアンス実証。	具体的な著作権規定は大統領令スニペットに未記載	「主張する者が証拠を提供する」原則。人間の創作的寄与の立証責任を厳格化。
執行メカニズム (Enforcement)	ソフトロー	実務規範は遵守証明の手段として機能。	州法の排除による市場統一。	裁判所による厳格な証拠認定。
	自主的な遵守とリスク管理。	罰則	訴訟 (フェアユース)	行政許可/司法判断

各地域の規制枠組みの詳細比較。執行メカニズムの違いに注目：日本はソフトロー（圧力）、EUは法定罰則、米国は市場主導/訴訟（州規制の連邦専占）、中国は行政許可/司法判断を採用している。

Data sources: Maruyama-Mitsuhiko, e-Gov Japan, European Commission (AI Act), European Commission (GPAI), JD Supra, China IP Law Update

「透明性」の目的が違う：監査(EU)、対話(日本)、検閲(中国)、訴訟(米国)



監査 (Audit)

規制当局がコンプライアンス違反を監査するための、詳細なテンプレートに基づく透明性。



対話 (Dialogue)

権利者が対話を始めるためのきっかけ作りを主眼とする透明性。



検閲 (Censorship)

国家が安全保障やイデオロギーを管理・検閲するための、網羅的な透明性。



訴訟 (Litigation)

訴訟における証拠として、またはライセンス契約の交渉材料として利用される透明性。

日本の戦略的賭け：開発スピードを優先しつつ、 市場の信頼を確保する

The Bet

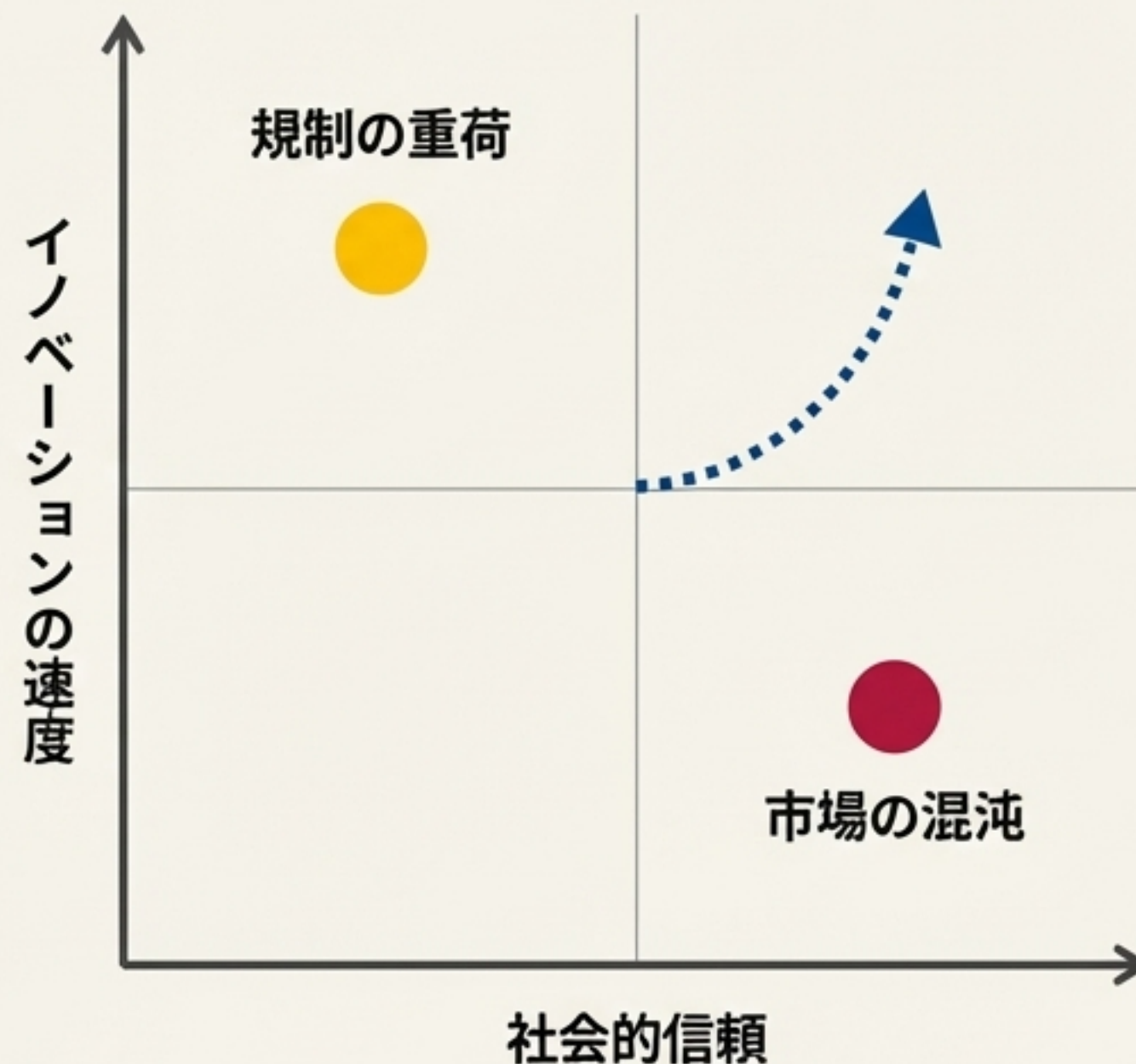
EUや中国のような強力な罰則付き規制がもたらす高いコンプライアンスコストと開発の遅延を回避。これにより、AI開発における「スピード」を維持し、イノベーションを促進する。

The Risk

「Comply or Explain」は市場の規律に依存する。形式的な「Explain」が横行し、制度が形骸化するリスクがある。

The Condition for Success

成功は、投資家、ユーザー企業、クリエイター団体など、情報を受け取る側の監視能力にかかっている。



日本が「世界のデータ・スイス」になるために： コードの実効性が国家戦略の鍵

ソフトローとハードロー（著作権法30条の4）を組み合わせたハイブリッドモデルは、硬直的な法規制が技術進化に追いつけない現代において、最も合理的かつ柔軟なガバナンスモデルとなり得る。

Key Challenges Ahead
「Explain」の質の評価：
企業が行う「説明」の妥当性を評価する仕組みの構築。

国際的な相互運用性：
EUのAI法など、他国規制とのブリッジ機能を確保。

国際的信頼の醸成：
本コードによる透明性を担保に、中立的なデータハブとしての地位を確立する。

プリンシプル・コードは単なるガイドラインではなく、
グローバルなAIデータエコノミーで
日本が生き残るための国家戦略の要である。